



Canada Journal / Japan Advertising Ltd.  
Suite 403, 602 West Hastings Street, Vancouver, BC V6B 1P2, Canada, Phone: +1(604)688-0303

## カナダジャーナル留学プログラム約款

### 第1条：本約款の適用範囲

この「カナダジャーナル留学プログラム約款」（以下、「本約款」という。）は、カナダジャーナル（以下、「弊社」という。）が提供する留学プログラムおよびこれに関連するサービス（以下、「留学プログラム」という。）と申込者（以下、「お客様」という。）との全ての関係について適用されるものとします。

### 第2条：留学プログラム契約

本約款は、お客様が本約款に承諾の上、弊社の別途定める手続きに従い留学プログラム申込みをし、弊社が当該お客様のお申込みとデポジットを受領した時点で契約が成立するものとします。

#### 1. デポジットの金額

- a. 私立：\$500
- b. 公立：\$750

#### 2. デポジットの相殺

- a. 私立：ご請求書発行時に差し引き相殺いたします。
- b. 公立：2学期目受講開始30日後にご返金いたします。

#### 3. 留学プログラム契約の成立

- a. お客様は、弊社所定申込書に必要事項を記入の上、契約お申込みとデポジットの支払いを行います。
- b. 申込書ならびにデポジットを弊社が受領した時点で、留学プログラム契約成立となります。

### 第3条：契約拒否と制限

弊社は、定められた期日までに、お客様からの留学プログラムに関連する必要手続きを完了する見通しが無い場合、事前の通知なく、お客様に対して、留学プログラムの全部若しくは一部のお申込みを拒否することができます。

### 第4条：留学プログラム料金と支払い義務

お客様は、留学プログラムの申込みに対して承諾を受けた場合、弊社が作成した請求書に従い支払いを要します。振込先情報に関しましては、第12条をご覧ください。

### 第5条：留学プログラムの範囲

留学プログラムは、お客様の希望する留学先に対する留学申込み手続き等の代行、希望する場合のホームステイおよび空港送迎手配、出発に当たってのオリエンテーションや情報提供を行うものであり、その他留学プログラム遂行に要する以下の手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

- 旅券購入手続き
- 海外旅行保険の加入手続き
- 査証の申請手続き
- 予防接種証明書の入手

## 第6条：留学プログラム契約後の変更

### 第1項：基本

弊社は留学プログラム契約成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービス提供、お客様の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他弊社の関与し得ない不可抗力な事由が生じた場合において、留学プログラムの安全かつ円滑な実施を図る為にやむを得ない場合は、お客様に当該事由との因果関係を説明のうえ留学プログラム日程や留学プログラムサービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合、変更後のご報告となる可能性もあります。

- 1) 留学プログラム契約成立後に、お客様の都合により現地到着日、現地到着飛行機便名を変更される場合は、速やかに弊社へご連絡ください。お客様から連絡が無い場合は、契約を破棄したものとみなし、留学プログラム料金のいかなる返金も致しません。
- 2) 留学プログラム契約を変更する場合の変更手数料は、学校に関しては学校の規定に、ホームステイおよび空港送迎に関しては以下の規定に基づきます。

### 第2項：ホームステイ日程変更に関する規定

渡航前・入居前に、お客様の都合によりホームステイの日程変更が必要な場合、以下の規定通りに手数料が発生いたします。

#### 1. 日程変更手数料

##### 1.1. 入居日延期

- 申込時の入居予定日までの期間が31日以上：無料
- 申込時の入居予定日までの期間が30日以内かつ15日以上：\$231.00（税込） / 回
- 申込時の入居予定日までの期間が14日以内：

例:i. 変更後の入居予定日が28日以上先となる、もしくは未定の場合：一旦解約と見做し再度新規申し込み扱いとなります。

例:ii. 変更後の入居予定日が27日以内の場合：不在でも入居開始と見做します。

例1: 実際の入居日が予定日より3日後となった場合、契約満了日（退去日）の変更はなく、滞在泊数が3日分短くなります。

\*変更後の入居予定日が後日となった場合、変更前の日付を基準として計算します。早まった場合、変更後の日付を基準とします。

##### 1.2. 入居日前倒し

- a. 変更後の入居予定日まで31日以上での変更: 無料
- b. 変更後の入居予定日まで30日以内かつ15日以上: \$231.00（税込） / 回

- c. 変更後の入居予定日まで14日以内かつ8日以上: \$350.00 (税込) / 回
- d. 変更後の入居希望予定日まで7日以内の場合: 変更不可

### 1.3. 滞在期間変更

入居日変更無しで期間が変更される場合

- a. 入居予定日まで31日以上で期間変更の通知を受領した場合: 無料
- b. 入居予定日まで30日以内で期間変更の通知を受領した場合: \$105.00 (税込) / 回

## 2. 日程変更、都市変更、プラン変更、期間変更の補足

### 2.1. 再計算

原則、料金改定後に日程延期・日程前倒し・滞在期間変更の場合、変更通知時の料金表を適用し再計算となります。それによって差額が発生する場合、差額の請求もしくは返金となります。

- 例i. 2024年申し込みだが、2025年の料金改定後に日程延期、変更の確定・受理となる場合は、2024年ではなく、2025年の改定後の料金表に従い再計算となります。再計算によって増額した場合は差額を請求します。
- 例ii. 日程を延期することによって、夏季期間が適用となったもしくはもともとある夏季期間が減った場合、再計算して差額分を請求もしくは返金となります。

### 2.2. 解約・新規扱いで変更する場合

都市変更、3食から2食プランへ変更、4週間未満の短期から4週間以上へもしくは4週間以上から4週間未満への期間変更は、一度完全に解約のうえ新規申し込み扱いとなり、「第7条第3項」に従い解約手数料が適用されます。この場合も料金改訂後に変更確定の場合、変更通知時の料金を適用し計算された新規申し込みとなります。

### 2.2. 短期滞在

4週間未満のホームステイを、短期ホームステイとしております。短期でお申し込み、入居後に滞在延長を基本的に受け付けておりません。滞在を延長を希望される場合は必ず入居前に、上記の項目に従い日程変更もしくは解約・新規としてお申し込みをください。

## 第3項：空港送迎時間変更に関する規定

### 1. 出発前の変更

- 1. 到着予定時刻より72時間以上前での変更の場合、日程変更は無料で承ります。(ホームステイと一緒に申し込みの場合)
- 2. ホームステイに付随しない空港送迎のお申し込み場合は、7日以内72時間以上前での送迎日の変更は手数料\$73.50がかかります。
- 3. 到着予定時刻まで72時間以内かつ6時間以上の遅延若しくは日程変更の場合、「第7条4項」に従い解約の上、再手配扱いとなります。

## 2. 出発・到着当日の遅延

1. 事前連絡がない場合：事前連絡がなく、フライト到着予定時刻より2時間経過しても待ち合わせ場所にお越しにならない場合は、現地送迎スタッフは撤収致します。この際に再度空港送迎手配が必要な場合は新たな送迎料金が発生致します。
  - i. 災害による通信手段の停止、怪我や病気等やむを得ない状況下の場合、この規定は適用されません。
2. 事前連絡がある場合：事前若しくは経由地で遅延、フライト便名・時間変更が発生した場合、速やかに担当現地オフィススタッフの緊急連絡先へ電話若しくはLINE、SMSでご連絡ください。
  - i. 天候や航空会社の都合で、目的地と異なる空港へ到着された場合、その時点でご連絡ください。
  - ii. 空港内で査証発給待ちの理由で、到着後1時間経過しても到着ロビーに出られない場合、その時点でご連絡ください。
  - iii. 到着予定時刻以前にフライトの遅延が判明しており、遅延後の到着時刻が本来の到着時刻より6時間以内の場合、無料で空港送迎手配を行います。
  - iv. 但し、フライト時間の変更により、弊社が定める基本時間外\*での到着となった場合、該当時間外料金が追徴されます。

例1: 本来は日中到着予定の方が、夜間到着となった場合、夜間料金が加算されます。

\*基本時間（バンクーバー）：午前9時から午後4時までのフライト、基本時間（トロント）：午前9時から午後8時までのフライト

## 第4項：変更通知日について

留学プログラム、ホームステイ日程、空港送迎日程の全ての変更において、変更通知日は下記の通りで定めます。

1. 書面の変更の旨を通知いただいた時刻が、弊社の営業時間外ならびに土日・祝日\*の場合は、翌営業日を通知日とします。

例1: 到着予定日より14日前の金曜日営業時間後に書面で通知を受けた場合、変更の通知日は翌営業日となり、11日前の月曜日となります。

\*祝日は、カナダ・BC州の習慣に則ったカレンダーを適用します。

## 第5項：返金について

契約成立後の、留学プログラムの内容変更に伴い、返金が発生した場合は以下を適用します。

1. 返金に当たり発生する送金手数料\*を差し引いた額が返金額となります。

\*送金手数料は、送金方法、金額により変動します。

2. 返金はカナダドル建てで行います。

## 第7条：留学プログラム契約の解約および解約料

### 第1項：基本

1. 既に成立している留学プログラム契約をお客様の都合により解約する場合、速やかに弊社までご連絡ください。お客様より書面にて解約を伺った時点で、お客様との契約は正式に解約されます。解約手続き後、所定の

解約料を減額した上で残金が発生した場合、返金させていただきます。解約後に返金される額については、本条第2項および第3項をご参照ください。

2. 以下に該当する場合、弊社の解約料はデポジットのみとします。但し、留学プログラム開始後はそれに限りません。
  - a. お客様ご本人の死亡、疾病、査証の不許可による解約の場合
  - b. 一親等以内の親族の方の死亡による解約の場合
  - c. 契約成立後に、プログラムの廃止、コース内容や就学期間の大幅な変更があった場合
3. 留学プログラム開始後、お客様の素行に問題が見られた場合、ホストファミリーより今後の共同生活が危惧される内容の報告があった場合、学校側から退学処分を受けた場合、留学プログラム料金は一切返金致しません。また、お客様に通知の上で弊社の留学プログラム契約とサポートを終了させていただきます。

## 第2項：学校申込み解約に関する規定

### 1. 個人の理由での解約

#### 1.1. 契約成立後から就学前まで

- a. 支払い前の場合：お申込み時のデポジットのみを保持します
  - i. 支払い後、弊社がお客様より書面による解約の通知を受け取った場合
    - 契約上の開始日より30日前までにお客様より解約の通知を受け取った場合：弊社は最大\$1000までの、授業料の10%とデポジットを保持します
      - 契約上の開始日まで30日を切ってお客様より解約の通知を受け取った場合：弊社は最大\$1300までの、授業料の20%とデポジットを保持します

#### 1.2. 就学開始後

- a. 学校からの返金額より学校が定めた紹介料100%を差し引いた金額を返金

### 2. その他の理由での解約

- a. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、政府の措置など個人の判断の及ばない場合
  - i. 学校からの返金額とデポジットならびに返金に当たり発生する送金手数料を差し引いた金額を返金

## 第3項：ホームステイ解約に関する規定

- a. 入居予定日までの期間が31日以上での解約：無料
- b. 入居予定日までの期間が30日以内かつ15日以上での解約：ホームステイ手配料の返金は致しません。ならびに、滞在費の50%（最大14泊分）の滞在費を解約料とします。
- c. 入居予定日までの期間が14日以内での解約：ホームステイ手配料の返金は致しません。ならびに、滞在費の100%（最大28泊分）の滞在費を解約料とします。

例1: 21泊お申込みの場合：ホームステイ手配料+滞在費21泊分は返金不可

例2: 54泊お申込みの場合：ホームステイ手配料+滞在費28泊分は返金不可、残りの26泊分は返金

- d. 入居後に解約\*：

\*バンクーバーおよびトロント以外の都市、もしくは学校手配のホームステイの場合はこれに限らない

- e. 通知日より31日目以降の未経過泊数分の滞在費が返金対象となります。

例1: 契約満了日7月31日、希望退去日7月17日、早期退去通知日6月2日の場合：

7月17日から7月31日の14泊分が返金となります。

例2: 契約満了日7月31日、希望退去日7月17日、早期退去通知日6月28日の場合：

6月28日から31日目、7月29日から7月31日の2泊分が返金となります。

※下記、「カナダジャーナルホームステイ 提供条件（確約）」に問題がない場合、原則、当項目を適用致します。

カナダジャーナルホームステイ提供条件（確約）：

- 安全で健康的に過ごせる環境であること（家庭内設備、家族関係、食事等）
- 寝具、勉強のできる設備の整った個室

## 第4項：空港送迎解約に関する規定

- a. 送迎予定日までの期間が15日以上での解約：解約手数料無料
- b. 送迎予定日までの期間が14日以内での解約：片道送迎料金100%を解約料とします。

## 第5項：解約通知日について

留学プログラム、学校申込み、ホームステイ、空港送迎、全ての解約通知日について下記のように定めます。

1. 書面で解約の旨を通知いただいた時刻が、弊社の営業時間外ならびに土日・祝日\*の場合は、翌営業日を通知日とします。

例3: 到着予定日より14日前の金曜日営業時間後に書面で通知を受けた場合、変更の通知日は翌営業日となり、11日前の月曜日となります。

\*祝日は、カナダ・BC州の習慣に則ったカレンダーを適用します。

## 第6項：返金について

留学プログラム、学校申込み、ホームステイ、空港送迎、全ての解約に伴い、返金が発生した場合は以下を適用します。

1. 返金に当たり発生する送金手数料\*を差し引いた額が返金額となります。

\*送金手数料は、送金方法、金額により変動します。

- 返金はカナダドル建てで行います。

## 第8条：弊社からの解約

1. 契約成立後、指定の期日までに留学プログラム料金の支払いが確認できない場合、弊社は契約を解約できるものとし、この場合、第7条で定める規定が適用されるものとし解約料が発生致します。
2. 以下に定める事由が生じた場合、弊社はお客様に通知の上で留学プログラム契約を解約できるものとし、この場合、留学プログラム料金は一切返金致しません。
- a. お客様が現地滞在中に、弊社への連絡なくホームステイを退去または延長した場合
  - b. 1ヶ月以上にわたり連絡が取れない場合（この場合は事前通知なく解約できるものとし、この場合、留学プログラム料金は一切返金致しません）
  - c. お客様が受け入れ機関に対し、円滑な留学プログラム実施を妨げる恐れがあると認められた場合
  - d. その他、弊社がやむを得ない事由があると判断した場合

3. 以下に定める事由により留学プログラム契約を解約した場合、既に収受している留学プログラム料金（あるいはデポジット）から所定の解約料を差し引いて返金致します。
  - a. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他弊社の関与し得ない不可抗力な事由が生じた場合において、留学プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能、または不可能となる恐れが極めて大きいと判断した場合
  - b. お客様の病気または生命、身体の事由により、当該留学プログラムの継続が困難と判断した場合

## 第9条：弊社の免責事項

お客様が以下の事由により被害を受けられた場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

1. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、またはこれらのために生じる日程変更若しくは留学プログラムの中止の場合
2. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止や遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらのために生じる日程変更若しくは留学プログラムの中止の場合
3. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離、またはこれらのために生じる日程の変更若しくは留学プログラムの中止の場合
4. 自由行動中の事件や事故、不慮の事態
5. お客様とホストファミリーとの間に生じるトラブルに関する法的責任
6. サポートの一環として、お客様のご要望に応じて紹介させて頂いた当該機関とお客様との間で生じるいかなる問題および金銭的損失

弊社は以下に記すような弊社の責によらない事由の場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。

1. 留学希望校側が定員に達しており、入学を受け入れることができない場合
2. 留学希望校の入学レベルに達しておらず予定通りに入学できない場合
3. 学費の支払いに時間を要し若しくは留学希望校の事由により入学許可証が期日までに届かず、お客様が予定通りに渡航できない場合
4. お客様がパスポートおよび査証の不備により、出入国を拒否された場合
5. パスポートおよび査証などの取得に時間を要し、出発予定に間に合わない場合
6. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難などにより、留学希望校がコースを開講できない場合
7. お客様がパスポートや査証など何らかの理由で出入国を拒否された場合
8. 予定していた航空便に乗り遅れ、契約内容への変更が必要となった場合
9. 留学希望校の規定により、退学等の措置を講じられた場合

## 第10条：お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本約款の規定を守らないことにより、弊社が損害を受けた場合は、弊社はお客様に損害の賠償を請求します。
2. お客様の怪我、疾病等に伴い発生した費用、また荷物紛失や忘れ物回収などスタッフの同行を要したために発生した費用は、お客様にご負担いただきます。
3. 留学中、お客様の素行に問題が見られた場合、又ホストファミリーに何らかの理由で迷惑をかけた、学校側から退学処分を受けた場合、サポートプログラム代金をはじめ、既に支払っている授業料は、一切返金致しません。

せん。そのような事態になった場合、お客様は一切のサポートを破棄したものとみなします。

## 第11条：サポート内容

### 第1項：期間

1. サポートは当該留学プログラムの申し込み期間で満了

### 第2項：24時間緊急連絡サポートについて

1. 弊社の24時間緊急連絡サポートは、カナダ現地にいらっしゃるお客様からの連絡に限ります。
2. 24時間緊急連絡先に弊社営業時間外にお客様からご連絡を頂き弊社担当スタッフがその電話に出ることの出来ない場合、一度留守番電話サービスにお名前、連絡先、詳しい状況をご説明ください。その後弊社担当が緊急でないと判断した場合、基本的に弊社から折り返しの連絡は致しません。
3. 現地滞在中にお客様だけでは解決できない問題が発生したと判断した場合、弊社スタッフまたは弊社提携スタッフが現地に駆けつけます。その場合、お客様同意の上でサポートに向かいますが、交通費、時間外サポート費用、必要スタッフの人数によってお客様に請求させていただきます。

(例：スタッフ1名\$100/1時間+交通費実費)

### 第3項：その他のサポートについて

1. 査証申請代行は、弊社提携の移民コンサルタントを紹介させていただきます。査証申請代行を依頼された場合に発生する申請費、代行費、交通費はお客様にご負担いただけます。
2. 現地でお客様が急な病気になった場合、医療機関を紹介させていただきます。
3. お客様のご要望に応じて該当機関や代理店当該機関を紹介させていただきます。

## 第12条：お支払いと振込先情報

1. お支払いは下記の銀行口座宛に海外送金でカナダドルでお振込ください。
2. お振込の際の手数料はお客様にご負担いただけます。海外送金受取手数料が別途必要となります。

### 振込先の銀行情報

口座名義: Japan Advertising Ltd.

口座番号: 00040-001-1622-527

電話番号: +1-604-665-2643

銀行名: Bank of Montreal

支店名: Vancouver Main Office

銀行住所: First Bank Tower, 595 Burrard Street Vancouver, BC V7X 1L7 Canada

SWIFT Code: BOFMCAM2

## 第13条：裁判管轄

本約款および留学プログラムに関する訴訟は、カナダ、ブリティッシュコロンビア州バンクーバー、スモールクレームコートを専属的合意管轄裁判所とします。



## 第14条：プライバシーポリシー

本プライバシーポリシーは、弊社が収集し、利用する全ての個人情報を対象として、弊社が保有する個人情報に関する基本的な取り決めを定めるものとします。

### 第1項：法律、法令等の遵守

弊社は個人情報を取り扱うにあたっては個人情報の保護に関する法令、ガイドラインおよび本プライバシーポリシーを遵守致します。

### 第2項：個人情報の収集

弊社は、留学プログラムの催行に必要な範囲で個人情報を収集致します。また、収集するにあたっては、適性かつ公正な手段により行い、法令により例外として扱うことが認められている場合を除き、利用目的を予め公表するか、または取得後速やかにご本人に通知もしくは公表致します。

### 第3項：個人情報の管理・保護について

弊社が個人情報を取り扱う際には、管理責任者を置き外部への流出防止に適切な管理を行います。

### 第4項：個人情報の利用

弊社は、お客様の同意を得た場合、および法令により例外として取り扱うことが認められている場合を除き、収集した個人情報について、収集の際に予め明示した目的または公表している利用目的においてのみ利用致します。

### 第5項：個人情報の提供

弊社は、個人情報をお客様の同意なしに、業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。ただし、裁判所、警察署等の公的機関から開示を求められた場合には、お客様の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

### 第6項：個人情報の開示および訂正

弊社は、個人情報につきお客様または代理人からの開示、訂正を求められた際は、法令の規定に従い対応します。

### 第7項：社内体制の整備

弊社は、本プライバシーポリシーに基づき、個人情報の保護に関する当取り決めを遵守します。

本規定は、事前の予告なしに変更されることがあります。

2024年3月21日改訂